

令和2年度意見第10号

令和3年3月25日

内閣総理大臣

菅 義偉 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

(公印省略)

認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第13条第1項及び生産性向上特別措置法施行規則第7条第1項の規定により、令和3年3月9日付で、Frich株式会社 代表取締役 富永 源太郎から提出された認定新技術等実証計画の変更認定申請書に対する内閣総理大臣の見解（令和3年3月19日金監督第564号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第13条第6項において準用する法第11条第4項各号の規定に照らし、適当である。

(以 上)